

JAバンク滋賀は、滋賀の農業を応援します！



商品名

農業近代化資金

お使用みち

- 【建構築物等造成資金】①建構築物関係・・・農舎・畜舎・ハウス・果樹棚・加工施設・集出荷施設などの取得・改良・造成などに必要な資金、②農機具等関係・・・トラクター・コンバイン・田植機・運搬用機械・加工用機械などの取得・改良などに必要な資金(中古を含む)
- 【果樹等植栽育成資金】果樹・茶などの植栽・育成に必要な資金
- 【家畜購入育成資金】家畜の購入・育成に必要な資金
- 【小土地改良資金】事業費1,800万円以内の農地などの改良・造成などに必要な資金
- 【長期運転資金】農業経営の改善に必要な以下の運転資金で、お借入時に資金使途が明確であることなど、他にも一定の要件があります。
- ①農地・採草放牧地の賃借などに必要な資金(農地などの取得費用は対象外)
- ②農機具などの賃借に必要な資金
- ※ただし③～⑨の資金使途は、認定農業者・集落営農組織などに限ります。
- ③農業用施設の賃借に必要な資金
- ④農業の技術・経営方法を習得するための研修に必要な資金
- ⑤品種の転換を行うのに必要な資金
- ⑥新たな農産加工品などの調査・開発などに必要な資金
- ⑦営業権・商標権などの取得や研究開発などに必要な資金
- ⑧農業経営を法人化するためなどに必要な資金
- ⑨農業費その他の必要な資金
- 【大臣特認資金】知事などが認めた給排水施設・農家住宅・水田を利用した養殖施設などの取得・改良・造成に必要な資金

ご利用いただける方

- 組合員の方(個人・法人・任意団体など)
- 滋賀県農業信用基金協会の保証が受けられる方
- 滋賀県内に住所を有する農業を営む方
- 下記のいずれかを満たす農業者の方
 - 認定農業者 ●認定新規就農者 ●継続的農地利用者
 - 主業農業者(個人で農業所得(法人は売上高)が総所得の過半を占めていること、または個人で農業粗収益が200万円以上(法人は1,000万円以上)あることなど一定の条件を満たす農業者) ※60歳以上の方は、後継者が農業に従事していることなどが要件となります。
 - 決算2期末未満などの農業参入法人 ●集落営農組織 ●農業を営む任意団体など

ご融資金額

- 個人: 20万円以上1,800万円以内
- 法人・集落営農組織・農業を営む任意団体など: 20万円以上2億円以内
- 決算2期末未満などの農業参入法人: 20万円以上1億5,000万円以内 ※ご融資金額は、すでにお借入されている農業近代化資金の残高を含みます。 ※融資率は、事業費の原則80%以内ですが、認定農業者・集落営農組織などは大臣特認資金を除き事業費の100%以内となります。

ご融資期間

お使用みち	認定農業者		その他の農業者		認定新規就農者	
	ご融資期間	うち措置期間	ご融資期間	うち措置期間	ご融資期間	うち措置期間
原則	15年以内	7年以内	15年以内	3年以内	17年以内	5年以内
果樹等植栽育成資金を含む場合	15年以内	7年以内	15年以内	7年以内	17年以内	7年以内
農機具等のみ	7年以内	2年以内	7年以内	2年以内	10年以内	5年以内
家畜購入育成資金のみ	7年以内	2年以内	7年以内	2年以内	10年以内	5年以内
小土地改良資金を含む場合	15年以内	7年以内	15年以内	3年以内	18年以内	5年以内

※事業規模や耐用年数などによっては、期間上限でのお借入はできない場合もございます。

ご融資金利

- 認定農業者等は、JAバンクの利子補給のほか、申請により別途(公財)農林水産長期金融協会が実施する国の利子助成が受けられます。
- 市中金利の変動などにより、基準金利・利子補給率・利子助成率は変動します。詳しくはJA窓口または渉外担当者にお問い合わせください。

ご返済方法

- 年1回(原則として毎年12月15日)、元金均等返済(千円単位・端数は初回返済時に加算)

担保・保証

- 滋賀県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
- 保証機関の基準に従い、担保・保証人をご提供いただくことがあります。

手数料

- JA所定の手数料が必要となる場合があります。
- JA窓口までお問い合わせください。

お申込み時の留意点

- JA・行政等の審査が必要となるため、お申込みから融資決定まで1～2ヶ月ほどの期間が必要となる場合があります。また、利子補給承認から原則3ヶ月以内の融資実行となります。
- 利子補給承認前の事前着工や事業完了後のお申込みは原則できません。
- 県の利子補給・国の利子助成は、融資枠の上限に達し次第終了します。また、JAバンクの利子補給も毎年12月末で見直しを行いますので、利子補給が受けられない場合がございます。

その他

- ご融資金額が500万円以下の場合で、所定の要件を満たす方は、クイック融資をご利用いただける場合があります。
- JA・行政等の審査結果によっては、お客様のご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 詳しくは滋賀県のホームページをご覧ください。関係機関(滋賀県農政課 [TEL.077-528-3813]・各農業農村振興事務所農産普及課、各市町の農政担当課)や最寄りのJA等にご相談ください。

主な必要書類

		書類名		
①相談時	行政申込関係	借入申込希望書兼経営改善資金計画書		
	個人・法人	認定農業者	農業経営改善計画書(写) ※2 農業経営改善計画認定書(写) ※2	
		認定新規就農者	青年等就農計画書(写) ※3 青年等就農計画認定書(写) ※3	
		法人・団体	法人・団体の概要(正副3部) ※1 試算表またはこれに準ずるもの(写)(正副3部) ※1 決算書、業務報告書またはこれに準ずるもの(写)(正副3部) ※1 定款、規約またはこれに準ずるもの(写)(正副3部) ※1 収支予算書、議事録その他事業ごとに必要とする書類(写)(正副3部) ※1	
			(「農業経営改善関係資金基本要綱」(第3)及び「滋賀県農業近代化資金事務取扱要領」(第9)より)	借入金償還計画表(本資金を含む)(写)(正副3部) 見積書(写) 設計図(立、側、平面図、付近見取図)(写) 建築確認申請書(写) カタログ(写)
	JA申込関係		借入申込書(兼債務保証委託申込書) 個人情報収集・保有・利用・提供に関する同意書(両面印刷のもの)	
	②申込時	所得証明	個人	農業所得者 自営業者 確定申告書+付票(写)又は決算書(写) 納税証明書(その2)(発行より3ヶ月以内) 納税証明書(その3の2)(発行より3ヶ月以内) 源泉徴収票(印字) 給与明細書(写)(発行より3ヶ月以内) 給与明細書(写)(勤続1年未満の場合)
			給与所得者 ※2	
		法人・団体	決算書(写)等 ※1	
		本人確認	個人	運転免許証(写)
法人・団体	登記事項証明書(商業登記簿謄本)(発行より3ヶ月以内) ※1 定款、規約またはこれに準ずるもの(写) ※1 議事録(写) ※1			
資金使途関係		見積書(写)等 登記簿謄本(写)または登記事項証明書(写)(発行より3ヶ月以内) 計画図(写) 建築確認申請書(写)もしくは建築確認済証(写) 住宅地図(写)		
その他		その他JA・行政等の審査に必要な書類		

※1: 法人および任意団体の場合のみ

※2: 認定農業者の場合のみ、※3: 認定新規就農者の場合のみ